

# オープンソース / フリーソフトウェア・ライセンスの法的分析

弁護士 近畿大学講師  
岡村久道  
<http://www.law.co.jp/>  
[okamura@mail.law.co.jp](mailto:okamura@mail.law.co.jp)

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

1

## 1 はじめに

「オープンソースソフトウェアの核心は、『コードではなくライセンス』なのである。多くのITに熱心な人々やフリーの開発者たちは失望するかもしれないが、これが現実である。こうした事実は受け容れられ難いことが多い。と同時に、法的な枠組みについての分析がなぜ非常に大切なのかという理由でもある。」欧州委員会IDA (Interchange of Data between Administrations)「オープンソースソフトウェアの蓄積 (POOLING OPEN SOURCE SOFTWARE)」(2002年6月)

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

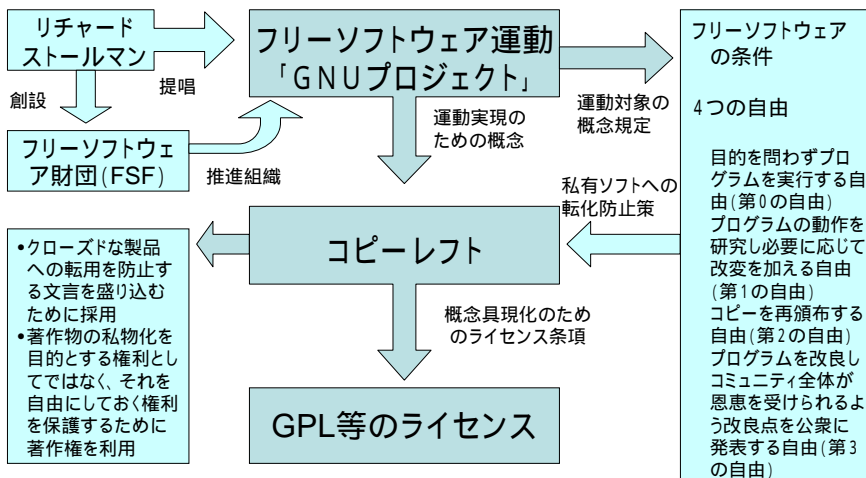
2

## 2 フリーソフトウェア運動 「GNUプロジェクト」

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

3

### 2 - 1 フリーソフトウェア運動の概要



(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

4

## 2 - 2 フリーソフトウェア運動が開始された背景

- フリーソフトウェア運動「GNUプロジェクト」
  - 法的に整備されたライセンス形態へと昇華した世界初のケース
  - リチャード・ストールマン (RMS: Richard M. Stallman) の主宰で1983年開始
  - GNUとは「GNU's Not Unix (GNUはUnixではない)」の再帰頭字語
  - 推進組織としてフリーソフトウェア財団(FSF: Free Software Foundation) が1985年に設立
- 背景
  - 1970年代に入るとソフトウェア開発が産業としてテイクオフ
  - 優秀なプログラムの大部分がMITのAI研からソフトウェア産業界に引き抜かれた
  - 米国著作権法は、1976年改正を経て1980年改正によって、第101条に「コンピュータ・プログラム」の定義規定が設けられた結果、ソフトウェア・プログラムに対し著作権法による排他的独占権を付与することが明文化されたが、「GNUプロジェクト」は、著作権法によるプログラム保護へのアンチテーゼという色彩が濃い

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

5

## 2 - 3 フリーソフトウェア運動と著作権制度

- ストールマンは、「GNU宣言」を発表
- 合衆国憲法は著作権保護を明記しているが、学芸の発展促進を目的としていることから明らかなように、著作権制度を当然の権利ではなく人工的なものにすぎないとする。
  - 背景に、米国法流のインセンティブ論。大陸法流の自然権論
- ソースコードの共有によって友情を守り、プログラムの入手が容易になるだけでなく、無駄なシステム・プログラミングの重複を避けて、労力を技術水準の進歩に向けることができるとした。
  - 背景に、ハッカー思想
- 次のような考え方
  - ごく当然の倫理観に基づいて考えると、社会は他人を手助けすることで成り立っているから、コンピュータのユーザは、何ら制約も受けずにソフトウェアを他人と共有でき、必要に応じて自由にプログラムを書き換えることができるべきなのである。有用なソフトウェアを、それを書く楽しみや尊敬、愛情のために書く人々もいる。こうした人々にとって、経済的なインセンティブがすべてではあり得ない。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

6

## 2 - 4 「フリーソフトウェアの条件」

- FSFは、運動対象の概念規定として「フリーソフトウェアの条件」を公表
  - ユーザーには、ソースコードを含めてソフトウェアを自由に使用、改変、頒布を行う権利が認められなければならない。
  - この運動が守ろうとするユーザーの権利内容を、より具体的に示すと、
    - 目的を問わずプログラムを実行する自由(第0の自由)、
    - プログラムの動作を研究し必要に応じて改変を加える自由(第1の自由)、
    - コピーを再頒布する自由(第2の自由)、
    - プログラムを改良しコミュニティ全体が恩恵を受けられるよう改良点を公衆に発表する自由(第3の自由)という4種類の自由
- 及び、の前提としてソースコードの入手可能性が確保されていなければならないとされている。また、これらの自由が本当のものになるには、ソフトウェアの開発者自身であっても以上の自由を撤回できないものとしなければならないという。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

7

## 2 - 5 「フリーソフトウェアの条件」と著作権法

- 米国著作権法では、著作権の存在する著作物全般を対象とする排他的な独占権として、複製権、二次的著作物を作成する権利、頒布権が認められており(第106条)、ソフトウェア・プログラムも、著作物としてその対象。
- 前記「条件」において認められるべき各自由のうち、の「第1の自由」は二次的著作物を作成する権利(日本法の翻案権に対応)、の「第2の自由」は頒布権(日本法の譲渡権に対応)、の「第3の自由」は二次的著作物の頒布権(日本法の譲渡権に対応)に、それぞれ対応。
- これに対し、前記「条件」においては、複製権に対応した複製の自由は明記されず(当然の前提とされている)。
- その半面、「第0の自由」が意味する「プログラムを実行する自由」に対応した著作権法上の権利は著作権法には明記なし(メモリーへのロードの問題?)。
- 前記「条件」において、次の事項については触れられず。
  1. ベルヌ条約・大陸法的な著作者人格権
  2. 著作権に関する世界知的所有権機関条約第8条 公衆への伝達権

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

8

## 2 - 6 フリーソフトウェアにいう「フリー」の意味

- フリーソフトウェアにおける「フリー」とは、あくまでも以上のとおり「フリーダム」、つまり「自由」の意味であって、「無料」という意味ではないという。
- したがって、フリーソフトであっても、これを無料で頒布するだけでなく、ソフトウェア開発資金などを得る機会として、手数料を徴収して頒布することも可能であるとされている。
- ストールマンの著作「フリーソフトウェアは売るのも自由 (Selling Free Software)
  - その手数料額は、頒布コストをまかなうに足るだけの、可能な限り最小限の額でなければならないわけではなく、フリーソフトウェアの開発を援助するために十分な資金を集める良い機会であるから、取れるだけ請求することを推奨するとしたうえ、後述のGPLでも、例外としてバイナリのみが対応する完全なソースコード抜きで頒布される場合を除き、請求しうる額には一切条件が設けられていないという。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

9

## 2 - 7 コピーレフトの概念

- フリーソフトウェア運動の目的たるフリーソフトウェアの普及を実現するために、ストールマンによって考案された概念
- 著作権を放棄し、パブリックドメイン・ソフト(PDS: Public domain software)としてソースコードを公開して無償提供すれば、頒布を受けた者は、米国著作権法の下で、無償提供されたソースコードに改変を加え、作者の意図に反して、ストールマンのいう「私有ソフト(Proprietary software)」として頒布することができ、営利目的のためにクローズドな商業ソフト(Commercial Software)へと勝手に転用されてしまう可能性。
- そこでGNUプロジェクトでは、ソフトウェアをPDS化する代わりに、著作権を放棄することなく保有して主張し続けた上で、頒布条件として、そのコードおよびそれから派生したいかなるソフトウェアに対しても、使用、改変、そして再頒布の権利を与え、これを再頒布する人にも、この頒布条件を変更しないことを条件として、改変の有無を問わず、頒布される人にもそれをコピーし改変を加える自由を与えなければならないとする手法が採用。
  - ( )米国著作権法が前提。
- ストールマンはコピーレフトによって「コードと自由とが法的に分離不能なものとなる」と言う。
- コピーレフトは普遍的な概念であって、これを実際に達成するための手段は、場合に応じて数多く存在しているという。
- それらの選択肢の中で、特にGNUプロジェクトにおいて、コピーレフトの概念を具現化するために作られたライセンス条項の中心となるものが、「GNU一般パブリック・ライセンス」(GNU General Public License)\*であり、頭文字を取って「GPL」という略称で呼ばれている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

10

## 3 GNU一般公有使用許諾 (GPL)

### 3 - 1 GPLの構成

- GPLの最新バージョンは、1991年6月に発表されたバージョン2。
- 「はじめに (Preamble)」部分、「GNU一般公有使用許諾の下での複製、頒布、改変に関する条項と条件 (TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION)」部分、「あなたの新しいプログラムにこれらの条項を適用する方法 (How to Apply These Terms to Your New Programs)」に大別。
- このうち本来の意味でのライセンス条項となるのは 部分であり、全13条 (Section) で構成。
- 本来のGPLの英語版と、それが翻訳された正式日本語版とを比較すると、内容は実質的に同一であるものの、本文について前者が第0条から始まっているのに対して、後者は第0条が第1条とされ、以下も条の番号が1つずつずれていたが、最近、修正完了版が登場して掲載されている。
- 「英文文書 (GNU General Public License) を正式文書とする。」と明記。

## 3 - 2 GPLの目的

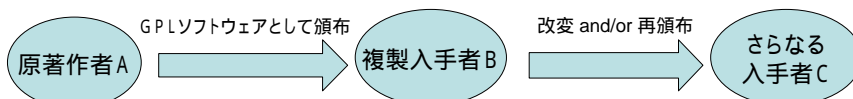
- フリーソフトウェア運動、そしてコピーレフトの思想を踏まえて、GPLでは、ソースコードを含めて、GPLソフトウェアを自由に複製して使用、改変、頒布を行う権利が、ユーザーに対して認められている。
- 「はじめに」の部分は、一般のライセンス契約の前文と異なり、フリーソフトウェア運動の理念が長文で記載されている点で、異彩を放っている。
- 「ほとんどのソフトウェアのライセンスは、あなたがソフトウェアを共有し、変更する自由を奪い去るように設計」されているのに対して、GPLは「あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更する自由を保証すること、すなわち、ソフトウェアがすべてのユーザーにとって自由であることを確保するためのもの」とあるという文章からはじまっている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

13

## 3 - 3 GPLとライセンス契約の成立

- GPLは、「あなたが本プログラム(又は本プログラムの二次的著作物)の変更又は頒布を行えば、それ自体であなたは本ライセンスを受け入れ、且つ、本プログラム又は本プログラム二次的著作物の複製、頒布、変更に関するこれらの条項と条件の全てを受け入れたことを示します」と規定している(GPL第5条第4文)。
- Aが、自ら書いたソフトウェアプログラム複製物をGPLソフトウェアとして頒布し、これを入手したBが、改変を加えて再頒布したいと考えたケースを例にとると、著作権法上では、他人の作ったプログラムを複製しようとするれば複製権、これを改変しようとするれば翻案権(米国法にいう二次的著作物を作成する権利)、これを頒布しようとするれば頒布権(日本法にいう譲渡権)による制限が及んでいる。したがって、Bは著作者Aの許諾を得なければ、複製権、翻案権、頒布権を侵害したことになる。GPL第5条が、前述の第1文に続いて第2文以下で、「しかし、あなたに本プログラム又はその二次的著作物を改変又は再頒布する許可を与えるものは、本ライセンス以外にはありません。これらの行為は、あなたがもし本ライセンスを受け入れないのであれば、法律で禁止されます。」と規定しているのは、このような意味に基づいている。



(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

14

## 3 - 4 GPLの契約当事者

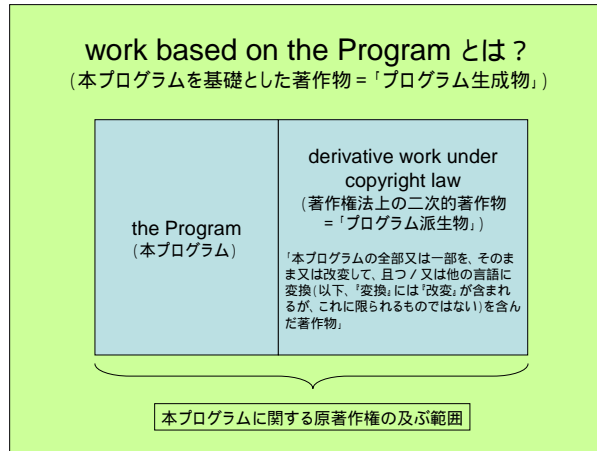
- 前記設例で、Bが改変を加えずに再頒布したGPLソフトウェアを入手したCが、適法に複製、翻案、頒布を行うためには、やはり著作者Aの許諾を取得しなければならず、これを取得しなければ、著作権法によってAの有する複製権、翻案権、頒布権の侵害となりうる。
- これに対し、前記設例で、BがGPLソフトウェアに改変を加えて再頒布した場合、その改変物は、Aが作成したソフトを原著物とする二次的著作物となり得る。したがって、これを入手したCが適法に複製、翻案、頒布を行うためには、原著作者Aおよび二次的著作者Bの使用許諾を取得しなければならず、これを取得しなければ複製権、翻案権、頒布権の侵害となる。
- 以上を整理すると、GPLソフトウェアの入手者には、当該GPLソフトウェアを最初に開発してGPLソフトウェアとして公開した開発者(原著作者)、及び、自己がGPLソフトウェアを入手するまでの過程で、当該GPLソフトウェアの頒布もしくは再頒布を行った者との間で、GPLを内容とする使用許諾契約が成立。

## 3 - 5 GPL第0条 - 適用対象となるプログラムの範囲及び定義

- GPLの適用対象となるプログラムの範囲が示されており、GPLの各条項に従って頒布されるという著作権者からの告知文が表示されたプログラムや「その他の著作物(other work)」に適用されると規定。
- 複製(copying)、頒布(distribution)、改変(modification)以外の行為は、GPLによる使用許諾の対象とせず、それらはライセンスの範囲外である旨、「本プログラムを実行する行為(The act of running the Program)に関して制約はありません。」と明記。
- さらに本条は、GPLソフトウェアの「出力(output from the Program)」は、その内容が「本プログラムを基礎とした著作物(work based on the Program)」である場合に限りてGPLの対象となる旨規定。
- 「本プログラムを基礎とした著作物」の意味について、GPL第0条に定義が置かれており、“the Program or any derivative work under copyright law”の双方「本プログラム(the Program)又は著作権法上の二次的著作物(derivative work under copyright law)」を意味すると規定。
- 米国著作権法では、第101条において、“derivative work”の概念について定義規定。したがってこれと基本的に同一になると考えるのが自然。



### 3 - 6 work based on the Program及びderivative work under copyright lawの意義



(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

17

### 3 - 7 GPL第1条 ー改変なしに頒布する場合

- 「あなたは、本プログラムの完全なソースコードを、いかなる媒体にも、自分の入手したままの形で複製して頒布することができます。」として、GPLソフトウェアを入手したユーザーが、自由にソースコードを複製して、再頒布することができる権利を認めている。
- GPLソフトウェアを複製して再頒布する際、原ソフトの作者など著作権を有する者に対してロイヤルティ等を支払う必要はない。こうした支払義務はGPLでは定められていない。但し、本条は明文で、複製して再頒布する者は、複製物の引き渡しに要する料金(a fee for the physical act of transferring a copy)を請求することができるとしている。
- 本条の許諾には、本プログラムのソースコードの「各々の複製に、適正な著作権表示と及び無保証である旨(disclaimer of warranty)を明確かつ適正に記載し、本ライセンス及び無保証(the absence of any warranty)に関するすべての表示をそのままに保ち、また本ソフトウェアとともに本ライセンスの複製を頒布する」という条件が明文で付けられている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

18

### 3 - 8 GPL第2条 - 改変して頒布する場合

- 「あなたは、次の条件をすべて満たすことにより、本プログラムの複製又はその一部分を改変して『本プログラムを基礎とした著作物』とすることができ、また、当該改変版や著作物を上記第2項の条件にて複製及び頒布することができます。」と規定。GPL第1条が改変なしに頒布する権利を認めているのに対し、第2条はソースコードを改変して頒布する権利について定め、前記「第1の自由」と「第3の自由」とを具体化。
- 原ソフトの作者に対しロイヤルティ等を支払う必要はないが、次の条件すべてを満たすことが許諾の要件。
  - a) あなたは、改変したファイル上に、ファイルを改変した旨及びその改変日を、明確に表示しなければなりません。
  - b) 改変したか否かを問わず、およそ本プログラム又はその一部分を内部に組み込んでいるか又は「本プログラムを基礎とした著作物」を頒布又は出版する場合には、その全体を本ライセンスの条項に従って第三者へ無償 (no charge) でライセンスすること。
  - c) 改変した本プログラムが実行時に通常の対話的な方法でコマンドを読むようになっているときは、最も普通の方法で対話的にそのプログラムを実行する際に、次の内容を示す文言がプリンタへ印字されるか、或いは画面に表示されること。ここに「次の内容」とは、適切な著作権表示、無保証であること(あなたが独自に保証する場合は、その旨)、頒布を受ける者も、本ライセンスと同一の条項に従って本プログラムを再頒布できること、頒布を受ける者が本ライセンス書の写しを参照する方法(例外として、本プログラム自体は対話的であっても起動時の文言を通常は印字しないのならば、あなたの「本プログラムを基礎とした著作物」はこのような文言を印字する必要はない。 )。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

19

### 3 - 9 GPL第3条 - 実行形式ファイルでの頒布等

- 本プログラム及び「本プログラムを基礎とした著作物」を、「オブジェクトコード又は実行可能な形式 (object code or executable form)」で複製及び頒布しうる場合の条件について規定。
- GPL第1条と第2条はソースコードが対象。それゆえ第3条は例外規定。
- この場合にはさらに一定の条件が必要とされている。
- その条件とは、次の3種類。
  - (a) ソースコードと一緒に引き渡すか、
  - (b) 一定の期間内 (3年以上) であればソースコードの複製を、ソース頒布に関わる実費以上の対価を要求せずに提供する旨、及びその場合には前記第2条及び第3条に従って提供される旨を記載した書面を、第三者と一緒に引き渡すか、それとも、
  - (c) ソースコード頒布の申し出に際して一定の情報を一緒に引き渡すことにするか

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

20

### 3 - 10 GPL第4条 - GPLに違反した場合の効果1

- 「本ライセンスが明示的に許諾している場合を除き、あなたは、本プログラムを複製、改変、サブライセンス、頒布することができません。」とする。
- その一方、第2文で、「本ライセンスに従わずに本プログラムを複製、改変、サブライセンス、頒布しようとする行為は、それ自体が無効であり、且つ、本ライセンスがあなたに許諾している本プログラムの権利を自動的に消滅させます。」と規定。
- しかしその場合、前述の設例でGPLに違反したBからGPLに従って取得した第三者Cまでもが権利を失うとすれば、かえって何ら落ち度のない第三者たるユーザーCの自由を害する結果を招くことになって不合理。
- そこで、同条第3文では、そうした第三者Cなどが、引き続き有効なライセンスを有している旨が明文で規定されている。もっとも当該第三者CなどがGPLの枠外に置かれるとすると、他の意味で不合理となるから、前述のような第三者Cなどの有効なライセンスには、GPLに「完全に従っている場合に限り」という条件が付けられている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

21

### 3 - 11 GPL第4条 - GPLに違反した場合の効果2

- 2001年に入ると、GPL違反を争点とする初めての裁判紛争が発生。
- スウェーデンのMySQL AB社(MySQL AB Company)と、米ヌースフェア社(NuSphere Corporation)との間における訴訟紛争。
  - 本件では、同年6月15日、まずヌースフェア社が契約違反等を理由にマサチューセッツ連邦地方裁判所に対しMySQL AB社を訴えた。これに対抗し、同年7月11日、今度はMySQL AB社が、同じ裁判所にヌースフェア社を訴えた。
  - MySQL AB社は、GPL準拠のデータベースエンジン「MySQL」を作って出荷。ヌースフェア社が出荷する「ヌースフェアMySQLアドバンテージ」には、MySQLの他にジェミニが含まれている。ジェミニは、データベースへのデータ書き込み処理を実行するデータベースエンジン用の記憶モジュールである。MySQL AB社の主張によれば、ジェミニはMySQLのコードと静的にリンクしており、したがってGPLの適用が及ぶにもかかわらず、ヌースフェア社がMySQLのソースコードしか公開していないので、GPL違反に該当する結果、GPL第4条に基づき、GPLに基づく権利を失ったとしている。
  - この裁判は和解で終了。
- 次に発生した紛争は、RTリナックスの開発と販売とを行っている米FSMラボ社(Finite State Machine Labs Inc.)の事件。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

22

## 3 - 12 GPL第5条乃至第10条

- 第5条は、たとえばAの作ったGPL適用対象ソフトウェアプログラム(GPLソフトウェア)を入手したBが、どのような場合にGPLの適用を受けるのかについて定められている。
- 第6条では、上記設例でBがCに再頒布した場合、CがAから使用許諾を受けたことになる旨などが規定されており、したがって第5条とともに、GPLの成立について触れている条項。
- 第7条は、裁判所の判決等によって入手者に課せられた義務とGPLとが抵触する場合等の扱いについて触れられている。
- 第8条は、特定の国の特許又は著作権により頒布・使用が制限される場合の取扱を定めている。
- 第9条は、GPLのバージョンに関する規定。
- 第10条は、GPLソフトウェアの一部を、頒布条件の異なる他のフリー・プログラムに組み込みたい場合の処理について規定。

## 3 - 13 「無保証(NO WARRANTY)」条項

- 第11条は、適用法令の範囲内で本プログラムの保証は一切行わないとする趣旨の規定である。
- 第12条は、適用法令の定め又は書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて本プログラムの改変・再頒布をなし得る第三者は、本プログラムを使用したこと、または使用できないことに起因する一切の損害について何らの責任も負わず、著作権者や前記の第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていた場合でも同様とする規定。
- GPLソフトウェアは無償で頒布されるのが通常であるから、法的責任を負わされることになれば計算に合わず、その結果、優れたGPLソフトウェアの公表が妨げられてしまう。こうしたリスクを回避する必要があるというのが、本条項が設けられている理由。

## 4 GPLに残された課題

### 4 - 1 - 1 「伝搬性」の範囲1

- GPLは、前述の「伝播性」によって、二次的著作物を含めた「本プログラムを基礎とした著作物」が商業ソフトへと転化することを防止している。その半面、開発者から見れば、GPLソフトウェアに関連して自己が開発したソフトウェアに「伝搬性」が及んだ場合にはソースコードを公開しなければならないので、公開を進んで希望しない開発者にとって、「伝搬性」の範囲内かどうかという点が、極めて重要な問題。
- この範囲内かどうかの基準は、従来は「派生物」概念への該当の有無の問題として議論されてきたが、検討した結果、米国著作権法第101条にいう「二次的著作物」に該当するかどうかの解釈に帰結するものであること、そうであるにもかかわらず同条の定義とGPL第0条のそれとで表現が異なっている点が議論を生み出してきた原因の一端であることは、すでに述べたとおり。
- このように「二次的著作物」に該当すべき具体的な範囲を確定するに際して、困難が伴う場合がある。リーナス・トーバルズも、GPLにいう二次的著作物とは何かを明確に定義することは困難であると述べている。

## 4 - 1 - 2 - 1 「伝搬性」の範囲2 ライブラリとのリンクの場合1

- ブルース・ベレンスが起草した「オープンソースの定義」は、GPLの適用されたライブラリにリンクされたソフトウェアは、それと単一の著作物を形成する場合にのみGPLを受け継ぐのであって (Software linked with GPLed libraries only inherits the GPL if it forms a single work)、単と一緒に頒布されるというだけで、ソフトウェアに受け継がれるものではないとしている。この見解に従えば、いわゆる静的リンク(ひとつの実行ファイルとして統合した場合)であればGPLの伝搬範囲となるのに対し、動的リンク(別ファイル形式で参照する場合)は伝搬範囲外となりそう。
- 米レッドハット社のティーマンは、FSFの採用する基準として、リンクが静的か動的かは無関係であり、リンクする際に標準インターフェースを用いて、かつ当該ソフトウェアがGPL形式カーネルと別アドレス空間にある場合でなければ、当該ソフトウェアがGPLの伝搬範囲となるとする。
- 組み込みLinux大手の米リエノ社及びモンタビスタ社は、GPLライブラリへのリンクが静的か動的かで区別すべきでないとするが、静的・動的ともにGPLの伝搬範囲となるとしている。
- 前述のMySQL事件でMySQL AB社は、ジェミニはMySQLのコードと静的にリンクしており、したがってGPLの適用が及ぶとの主張しており、FSFもこの主張を支持。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

27

## 4 - 1 - 2 - 2 「伝搬性」の範囲2 ライブラリとのリンクの場合2

- LGPLの「はじめに」部分では、あるライブラリが、あるプログラムとリンクされる場合、それが静的にリンクされるか共有ライブラリとして利用されるかを問わず、この2つの組み合わせは法律的には原ライブラリの二次的著作物となり、GPLでは、組み合わせ全体がGPLの自由の基準に適合している場合にのみ、こうしたリンクは許されているとする。
- したがって、少なくともFSFの見解として、「静的リンクであるから伝搬範囲外となる」という解釈は、採用されていないように思われる。
- その一方、LGPL第5条第1段落では、(LGPLの適用された)「本ライブラリのいかなる部分の二次的著作物も含まないが、それとコンパイル又はリンクされることによって本ライブラリとともに動くように設計されたプログラムを、『本ライブラリを使用した著作物』という。当該著作物は、単体では本ライブラリの二次的著作物ではないから、本ライセンスの範囲外となる。」と規定されている。したがって、リンクされているというだけでは、ただちに「二次的著作物」すなわちGPLの対象になるわけではない。
- しかし同条の第2段落においては続けて、「『本ライブラリを利用する著作物』にライブラリをリンクして実行形式を作成したときは、それは『本ライブラリを利用する著作物』というよりも、本ライブラリの二次的著作物となる(なぜならそれは本ライブラリの一部を含んでいるから)。当該実行形式は本ライセンスによりカバーされる」と規定

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

28

## 4 - 1 - 2 - 3 「伝搬性」の範囲2 ライブラリとのリンクの場合3

- さらに続く第3段落でも、二次的著作物になるかどうかについて言及されており、「『本ライブラリを利用する著作物』が、本ライブラリの一部となるヘッダファイルから採られたコード等を利用する場合、ソースコードはともかくとしても、当該著作物のオブジェクトコードは、本ライブラリの二次的著作物となりうる。そうであるためには、当該著作物が本ライブラリなしでもリンクしうるか、又は当該著作物自身がライブラリであるか、という点が特に重要である。」とする。ここに「当該著作物が本ライブラリなしでもリンクしうる」とするためには、リンクする際に標準インターフェースを用いていることがポイントとなろう。
- しかし第3段落では先の部分に続けて、「そうであるための基準は法律では正確に定義されていない。」と規定されている。このように、明確な基準が明らかになっていない現段階では、結局のところ裁判を行ってみなければ分からない状況であり、こうした曖昧さがリスクの一種として評価され、フリーソフトウェアの普及に向けて阻害要因とならないか、問題が残されている。

## 4 - 2 日本法との整合性

- 日本法の場合、プログラムの著作物にも著作者人格権に関する規定が適用されるので、その改変には同一性保持権(日本国著作権法第20条)との関連において、また著作者の表示については氏名表示権(同法第19条)との関係において、それぞれ権利処理が問題となる。
- これらの権利については、著作者が放棄できないものと解されている一方、その処理についてはGPLでは触れられていない。
- わが国の実務では、著作者人格権の包括的不行使条項をライセンス条項に挿入することによって対処することが少なくない。こうした条項の有効性については疑義が残されているが、米国生まれのGPLでは、何らこの問題に触れられるところがないのも、善し悪しは別として、それが前提とする米国中心の法制度上、当然の帰結にほかならない。
- なお、Linuxに象徴されているように、今日では主要なフリーソフトウェアはインターネットを通じて共同開発が進められ、かつ頒布されている。米国著作権法では頒布権(第106条第(3)号)の問題となるのでGPLの明文上でライセンスの対象になるのに対し、日本法では1997年改正で新設された公衆送信権等(第23条(3))の問題となって、ライセンスの対象としてGPLには明記されていないことになる。



## 4 - 3 商業ソフトからの移行について

- すでに販売されているような商業ソフトからの移行について、途中からGPLに基づいて開発を進めようとする場合、当該ソフト開発元自体の意思にかかわらず、要因によって、「伝播性」が開発の障害となるケースがある。
- すなわち、商業ソフトのコードには、当該ソフト開発元以外の会社(サードパーティ)が作成したソースコードが統合されているケースが見受けられることが少なくない。このようなコードについては、当該ソフト開発元はサードパーティからライセンスを受けて使用している。そうしたライセンス契約では、サードパーティのソースコードを公開することが禁止されているのが通常である。また、「伝播性」の結果、サードパーティのソースコードにまでGPLが適用され、GNUソフトとして誰でも自由に利用できるものになってしまう。こうした結果が前記ライセンス契約において認められないものであることは当然の帰結である。
- 以上の結果、そうした商業ソフトに中途からGPLを適用しようとするれば、サードパーティから同意を取得するか、あるいはソース全体の公開に先立ち当該サードパーティのコードを削除する必要がある点で、中途での適用が可能な場面は実際には限定されざるを得ない。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

31

## 4 - 4 商業ソフトの混入

- Linux用デスクトップ環境構築ツール、KDE (K Desktop Environment) に関する商業ソフトの混入事件がある。
- KDE自体はGPLソフトウェアであったが、その一方でトロール社の商業GUIツールキット「Qt」のグラフィックライブラリを使用していたので、完全にはフリーと言えない状態であった。
- トロール社は、QPL (The Q Public License) というライセンス条項に移行し、KDEに関するGPLとの矛盾は、やや解消されることになった。しかし、QPLでは、原則として無料で頒布が認められており(第2条)、原ソフトを改変した場合、ソースコードを頒布する義務が規定されている(第4条)、改変ソースコードは、パッチのように原ソフトとは独立した形式でしか頒布することができない(第3条)。したがって、現在でもFSFは、QPLを、フリーソフトウェアのライセンスには該当するがGPLと矛盾するライセンスであると位置づけている。但し、ソフトウェアの原作者が自己のプログラムにGPLを適用して頒布しようとする際に、GPLに「特別な例外として、Qt以外の実行形式に含まれる全ソフトウェアについてGPLの要件に従うことを条件に、本プログラムをQtライブラリとリンクして実行形式で頒布することを許諾する。」という記載を付加することによって、例外的にGPLとの矛盾を回避しようとしている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

32



## 4 - 5 GPLと特許

- 特許に関する正面からの対応をGPLは果たしておらず、特許制度の前には極めて脆弱。
- まず、GPLソフトウェアが第三者の特許に抵触するときには、最悪の場合、当該ソフトウェアから抵触部分のコードを取り除かざるをえない。
- これを象徴している事件が、LZW (Lempel, Ziv, and Welch) と呼ばれるデータ圧縮アルゴリズムの問題。類似した問題としてMP3の問題。
- 特許との関係における問題は以上の点にとどまらない。当該特許を有する者がGPLソフトウェアに対し当該特許に関するコードを埋め込んで改良を施したうえ再頒布するような場合にも問題が残されている。
- すなわち、GPLによって著作権的側面においては改良されたプログラムは自由な再頒布が可能な形での頒布が義務づけられる。しかし特許に関する側面からすれば、仮に当該特許に関するコードを埋め込んだ者が当該特許に関し正当な権利を有する者であったとしても、GPLは必ずしも当該特許の再ライセンスを含んだ再頒布を義務づけているものと解釈することができるか疑問があるので、これに基づく特許紛争が後日発生する可能性を残している。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

33

## 4 - 6 GPLと商標

- 特定のGPLソフトウェアの名称が先に第三者に商標登録されてしまった場合、もはや当該GPLソフトウェア・開発プロジェクト自体がその名称を続用できなくなり、プロジェクト継続のためには改名を余儀なくされてしまう危険性がある。実際にも、「Linux」の名称を勝手に商標登録した第三者が、Linux関連企業に対し利益の5%を使用許諾の対価として請求して騒動になったという事件が発生している。この事件は、トールバルズ氏に対し商標の登録を移転するという内容で示談解決した。
- 以上のような事態を避けるためには、少なくとも一定の時期までにプロジェクトの成果物の名称について商標登録を受けておく必要がある。他方で商業ソフトについて途中からGPLに基づいて開発を進めようとする場合、GPLの対象とすべきソフトの名称として、前記商業ソフトの名称の使用を許してしまうと、以後、従来の開発元は当該名称の独占的な使用を諦めなければならなくなってしまう。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

34

## 5 - 1 オープンソース運動

- レイモンドは、FSF「HURD」の開発を「伽藍」(cathedral)方式、Linuxの開発を「バザール」(bazaar)方式と呼んで区別し、バザール方式開発の優越性を説く。
- コミュニティにおいて、ストールマンの思想に表された政治的色彩ないし反商業主義的傾向に賛同できない人々が、FSFの提唱してきたフリーソフトウェアという名称に含まれる「フリー」という言葉が、「無料」と「自由」との両面にわたる多義性を有するので誤解を受け、後者の意味するイデオロギー的傾向がフリーソフトウェアの普及から一般の人々を敬遠させてきたとして、一線を画すべく、1997年春ごろから、新名称「オープンソースソフトウェア」を使用しその普及を図ろうとする「オープンソース運動」開始。
- オープンソース運動の推進団体として、オープンソース・イニシアティブ(The Open Source Initiative : OSI)が設立。
- これに対し、フリーソフトウェア運動陣営から、「オープンソース」という用語は、ユーザーが自由を主張する権利を有していることを際立たせないことを意図するものであるなどとして、批判が加えられている

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

35

## 5 - 2 「オープンソースの定義」とは？

- オープンソース運動を推進するために、「オープンソースソフトウェア」という概念の定義を改めて行ったのが、デビアン(Debian)版Linux開発陣のリーダー的存在のひとり、ブルース・ペレンス(Bruce Perens)。
- ペレンスは、「デビアン社会契約」の「デビアン・フリーソフトウェアガイドライン(DFSG)」を土台にして、「オープンソースの定義」という文章を起草。
- このなかで、オープンソースとは単にソースコードが入手できるということだけを意味するのではないとして、次のとおり9点に及ぶ基準を挙げている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

36

## 5 - 3 「オープンソースの定義」の内容

自由な再頒布 (Free Redistribution)  
ソースコード (Source Code)  
二次的著作物 (Derived Works)  
作者のソースコードの完全性 (Integrity of The Author's Source Code)  
人や団体に対する差別禁止 (No Discrimination Against Persons or Groups)  
使用分野に対する差別禁止 (No Discrimination Against Fields of Endeavor)  
ライセンスの頒布 (Distribution of License)  
特定製品でのみ有効なライセンスの禁止 (License Must Not Be Specific to a Product)  
他のソフトウェアに対するライセンスによる制限の禁止 (The License Must Not Restrict Other Software)

## 5 - 4 モジラプロジェクト

- オープンソースソフトウェアという考え方が、初めて正面から商業ソフトの世界に導入されたのは、1998年1月の米ネットスケープ社による発表。この発表で同社は、当時開発中であった同社製インターネットブラウザ「コミュニケーター」クライアント版の次期バージョン(5.0)について、そのソースコードを同年3月30日を公開期日として無償公開することを約束した。インターネット上で公開し、オープンソース方式の開発に委ねようと計画されたもの。これが「モジラ (Mozilla) プロジェクト」の始まり。
- このプロジェクトを進めるために必要なライセンス条項の作成について、トールバルズ、レイモンドなどオープンソースコミュニティのリーダーたちが呼び寄せられ、同社の法務チームとともに検討作業が行われた。その結果、ライセンス条項として作成されたものが、「ネットスケープ・パブリックライセンス」(NPL: Netscape Public License) 及び「モジラ・パブリックライセンス」(MPL: Mozilla Public License)。

## 6 - 1 フリーソフトウェアに関連する他のライセンス方式との比較

以下ではフリーソフトウェア・オープンソースソフトウェアに関するGPL以外の主要なライセンス方式を紹介し、GPLとの比較。

## 6 - 2 X11ライセンス

- 本ライセンスは、きわめて短い文章。すなわち、「このソフトウェア及び関連文書ファイル(以下「本ソフトウェア」と総称する)を入手した者に対し、本ソフトウェアの使用、複製、改変、併合、出版、頒布、再ライセンス、複製物に関する販売の全部又は一部に関する権利を含めて、制約を設けることなく取り扱うこと、及び、本ソフトウェアの供給を受けた者に対し同様の権利を許諾することを、本ソフトウェアの複製全部に上記著作権表示及び本許諾表示が付され、サポート文書に上記著作権表示及び本許諾表示の双方が付されることを条件に、ここに無償で許可する。」と規定しており、その他には無保証条項が置かれているだけ。
- 本ライセンスにおいては、GPLと異なって、ユーザーに対し再頒布に関する制約が課せられていない。すなわち、X11ライセンスによって頒布されたプログラムのライセンスを受けたユーザーには、再頒布の際にXライセンスを適用する義務はなく、ソースコードを添付することなく実行形式のみのプログラムを販売することが許諾されている。それゆえ、改変部分が開発プロジェクトに還元されないという結果を招く。

## 6 - 3 BSDライセンス

- 本来のBSDライセンスの内容は、基本的にはX11ライセンスとほぼ同様である。このライセンスでは、「改変するかどうかにかかわらず、ソース及びバイナリ形式での再頒布及び使用を、次の条件を満たす場合に認める。」と規定している。ここに次の条件とは、
  1. ソースコードの再頒布においては、上記著作権表示、この条項1覧、下記の注意書きを残さなければならない。
  2. バイナリ形式での再頒布においては、上記著作権表示、この条項1覧、下記注意書きを、頒布物に附属の文書および/または他のものに再現させなければならない。
  3. 文書による事前許可なくして、著作者の氏名を、本ソフトウェアから派生した製品のプロモートには使用しない。
- しかし、BSDライセンスの旧バージョンには、これに付加して、「BSD宣伝条項」として有名な条項が存在していた。模倣しようとした他のプログラム開発者たちが、自己の名称を残す目的で、前記条項中の学校名部分を自己の名称に書き換えたライセンスを作成して氾濫させるという事態が多発。その結果、数多くのコードを統合して開発されたプログラムや、数多くのプログラムを含んだCDなどを広告する場合、これらの膨大なプログラムに含まれた「宣伝条項」を遵守するためには、ときには何ページにも及ぶ膨大な行数の表示を脚注に記載しなければならなくなってしまい、関係者の間で強い不興を買った。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

41

## 6 - 4 アーティスティック・ライセンス (Artistic License)

- Perlをライセンスする場合、GPLとアーティスティック・ライセンスとのいずれかを選択可能。
- アーティスティック・ライセンスでは、プログラムを入手した者には、次の権利が与えられる。すなわち、オリジナルの著作権表示と関連する通知を全部付けることを条件に、改変を加えない原ソースコードのコピーを、無制限に作成して頒布することができる(第1条)。バグ修正など指定された目的のために改変を加えることができるだけでなく(第2条)、一定の条件を満たせば自由に改変することができる(第3条)。ここに一定の条件とは、いつどのような改変を行ったのか明記し、かつ、a) 改変部分をパブリックドメインその他自由に利用可能とする、b) 所属団体内でのみ使用する、c) 原ファイルと別名のファイルとして別マニュアルを作成する、又はd) 著作権者と頒布に関し別途合意を交わす、のうち、いずれかを行う必要がある。別の条件を満たせば実行形式で頒布することもできる(第4条)、その際に複写料金やサポート料金を徴収することはできても、有料で販売することはできない(第5条)。すなわち、ライセンスが適用されたソフトウェアを改変した者は、原著作者から別段の許諾を受けない限り、それをソースコード形式で公開するか、所属団体内でのみ再頒布可能。
- ところが、アーティスティック・ライセンスには、以上の制約に多くの抜け道が規定。
- たとえば、このライセンスが適用された原ソフトウェアを、商業ソフトウェアと一緒に頒布することは自由に認められている(第8条)。その場合、一定の条件はあるが有料販売することができる(第5条)。改変を加えても、ソースコードを公開しなくてもよい場合が認められ(第7条)、また第3条及び第4条の制限が及ばなくなる(第6条)。
- ブルース・ペレンスは、アーティスティック・ライセンスを「ずさんなライセンス」と批評。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

42

## 6 - 5 NPLとMPL

- 「ネツスケープ・パブリックライセンス」(NPL: Netscape Public License)では、ネツスケープ社に「特別な権利」が与えられていた。それは、NPLの適用されたコードを、NPLの規定する条件に拘束されることなく同社が他の製品で利用する権利、NPLなどの改訂版を発行する権利、最も問題となったものとして、NPL適用コードをNPLと異なった条件で第三者に対し再ライセンスすることを認める権利であった。こうした条項は一方的にすぎるとして、プロジェクト参加員からの削除要求が相次いだ。そこで、この条項を削除する形で作成されたのが、「モジラ・パブリックライセンス」(MPL: Mozilla Public License)。
- NPLとMPLは、どちらも原ソフトウェアの改変についてソースコードの公開義務を課している点では共通している。しかし他方では、ライセンス非適用コードと組み合わせた場合、非適用コードにはライセンスが及ばない点で、GPLと異なっている。
- MPLの場合、ソースコードをプロジェクトに提供する者は、提供したソースコードにより将来発生しうる特許に関する主張を放棄することになっている。GPLが特許に関する正面からの対応を果たしていないのと対照的であり、この条項によって、GNU GPLではこうした対処が明確に行われていない結果、特許の対象となるコードを意図的に埋め込むことによってクロードなソフトへ転化するという危険を防止することが可能となっている。
- 現在、ソースコードの一部にはNPL又はMPLが適用されており、多くの場合はGPL又はLGPLとが組み合わせられている。そこでmozilla.orgでは、ライセンスポリシーを作成して、MPL/GPL/LGPLのトリプルライセンスを適用させている。その概要は、モジラに新しいソースファイルを付け加える際には、原則としてMPL/GPL/LGPLのトリプルライセンスを適用させなければならず、モジラの既存のソースファイルに改変を加える際には、なお当該ソースファイルのライセンス条項が維持されるというもの。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

43

## 6 - 6 日医オープンソース使用許諾契約

- 社団法人日本医師会(日医)は、進化型オンラインレセプトコンピュータシステム「ORCAプロジェクト」を推進してきたが、このプロジェクトで開発してきたプログラムおよびデータベースを、「日医オープンソース使用許諾契約(JMA OpenSource License)第1.0版」によって公開している。なお使用OSはLinux。
- 日本製のオープンソースのライセンス契約であり、GPLと類似した内容。
- このライセンス契約は、「第1章 総則」、「第2章 プログラムの使用許諾」及び「第3章 マスタデータの使用許諾」の全3章から構成。
- 第3条は「変更」に関する規定。ライセンシーは、自己の責任で本プログラムを変更し、自己使用することができる旨が定められている。
- 「本プログラムを変更」できる点の記載は、第2条の「翻案」に関する許諾と重複している。「変更」されたプログラムを、ライセンシーは、当該変更部分を含めて、本契約の相手方および第三者に対し、本契約と同一の内容による非独占的かつ無償の使用を許諾する旨が規定されている。したがって、GPLと同様の「伝搬性」が認められている。さらに同条は、「著作人格権を行使しないこととします」と規定している。この点は、前述した日本法の特徴に配慮したものであるから興味深い。さらに同条では、ライセンシーは、本プログラム及びその二次的著作物の一部又は全部をライセンス条件の異なる他のプログラムに組み込むことが禁止されている。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

44

## 7 各種ライセンス形態の特徴と選択基準

- 最初に頒布した際のライセンス条件に限られるのか、それともそれ以降も「伝搬性」を有しているのかという点で、GPL及びこれと類似したライセンス形態と、それ以外のライセンス形態(BSDライセンスなど)との間において、きわめて大きな違いが存在。
- 「伝搬性」を認めるメリットは、FSFによれば商業ソフトへの転化防止であり、それは頒布プロジェクトから見れば、開発プロジェクトへの改変ソースコードの還元という点となる。したがって、改変ソースコードの還元を希望して開発プロジェクトを開始しようとする場合、BSDライセンスなど、「伝搬性」を欠いたライセンス形態を選択することはできず、GPL及びこれと類似したライセンス形態によるべきこととなる。
- これに対し、「伝搬性」を有するライセンス形態を採用することによって発生するデメリットは、主として、開発プロジェクトの開始者の側よりも、これを利用して改変を加えるために参加しようとする者の側に生じる問題。すなわち、自ら改変したソースコードの公開を欲しない開発者や企業にとって、再頒布の際に改変部分のソースコードを公開する義務を強制されてしまうので、GPLソフトウェアをもとに商業ソフトウェアを開発することはできないということ。GPLの場合、「伝搬性」の範囲が不明確な部分が残されていることから、こうした不安は増大。
- 開発プロジェクトを開始しようとする者が、「伝搬性」を有するライセンス形態を選択した場合でも、必ずしもGPLをそのままの形で選択しなければならないわけではない。GPL「はじめに」部分を抜いて、他の部分は同様の趣旨のライセンス条項を、新たに作成することもできる。前述した日医オープンソース使用許諾契約は、その具体例。
- 次に選択すべき問題は、非オープンソースのソフトウェアに組み込むことを許容するか否か。許容しない場合にはGPLを選択し、許容する場合には他のライセンス形態を選択。
- 後者の場合、さらに改変部分のソースコードについて公開させて還元を求めらるのであればLGPLを、これを求めないのであればBSDライセンスなどを使用すべき。
- フリーソフトウェア・オープンソースソフトウェアに関する各種のライセンス条項は、一般に、著作権を中心に対応が図られており、特許や商標との関係での対応は図られていない。したがって今後は、数少ない例外であるNPL及びMPLのような条項を挿入することにより、これらに対応する必要。

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

45

## 8 おわりに

(c) Hisamichi Okamura,  
2002,2003

46